

控 訴 状

令和4年10月14日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 鈴木 雅 子外 

当事者の表示


第1事件及び第2事件控訴人（原告）

（以下「原告A」という。）


第2事件控訴人（原告）

（以下「原告B」という。）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載のとおり

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人（被告） 国

同代表者 法務大臣 葉梨 康弘

処分行政庁

東京出入国在留管理局長

石岡 邦章

在留資格変更不許可処分無効確認等請求控訴事件、国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 1 2 6 0 万円

ちょう用印紙額 8 万 8 5 0 0 円

上記当事者間の東京地方裁判所令和元年（行ウ）第461号在留資格変更不許可処分無効確認等請求事件（以下「第1事件」という。）及び令和元年（ワ）第24633号国家賠償請求事件（以下「第2事件」という。）について、令和4年9月30日に言い渡された判決は、全部不服であるから、控訴を提起する。

原判決主文の表示

- 1 本件訴えのうち原告Aの第1事件に係る訴えを却下する。
- 2 原告らの第2事件に係る請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

第1事件

- 1 原判決を取り消す。
- 2 旧東京入国管理局長が平成30年8月10日付けで原告Aに対してした在留資格の変更を許可しない旨の処分が無効であることを確認する。
- 3 東京出入国在留管理局長が令和元年8月22日付けで原告Aに対してした在留資格の変更を許可しない旨の処分を取り消す。
- 4 東京出入国在留管理局長は、原告Aに対し、在留資格を「定住者」とする在留資格の変更の許可をせよ。

- 5 訴訟費用は第一，二審を通じて被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2事件

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被告は、原告らに対し、各550万円及びこれに対する令和元年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第一，二審を通じて被控訴人の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

附属書類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 訴訟委任状 | 3通 |

代理人目録

氏名	所属法律事務所	住所	電話番号	FAX番号
◎ 鈴木 雅子	いずみ橋法律事務所	162-0842 東京都 新宿区市谷砂土原町2-2 木原造林市谷ビル2階	03-5946-8515	03-5946-8516
永野 靖	永野・山下・平本法律事務所	160-0008 東京都新宿区四谷三栄町3-7 森山ビル東館3階	03-5919-1104	03-5919-1196
山下 敏雅	永野・山下・平本法律事務所	160-0008 東京都新宿区四谷三栄町3-7 森山ビル東館3階	03-5919-1104	03-5919-1196
横山 佳枝	原後綜合法律事務所	160-0004 東京都 新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル2階・3階	03-5366-5799	03-3226-5711
丸山 由紀	弁護士法人あると	160-0008 東京都 新宿区四谷三栄町12-7 TERRACE SITE四谷4階	03-5360-7860	03-5360-7867
上杉 崇子	TOKYO大樹法律事務所	160-0022 東京都新宿区新宿1-26-1 長田屋ビル5階	03-3354-9681	03-3354-3324
高橋 済	弁護士法人THP	101-0041 東京都 千代田区神田須田町1-10-42 エスペランザ神田須田町9B	03-6260-8586	03-6260-8587

送達場所は◎を付した代理人